

富山県告示第63号

介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により次のとおり同項に規定する指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の15第3項の規定により公示する。

令和4年2月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定試験実施機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 社会福祉法人富山県社会福祉協議会

(2) 所在地 富山市安住町5番21号

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

富山県告示第64号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・418号 木津佐野線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成24年12月7日から令和6年3月31日まで

富山県告示第65号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営栗原地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営栗原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年2月18日から

令和4年3月22日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができ

ません。